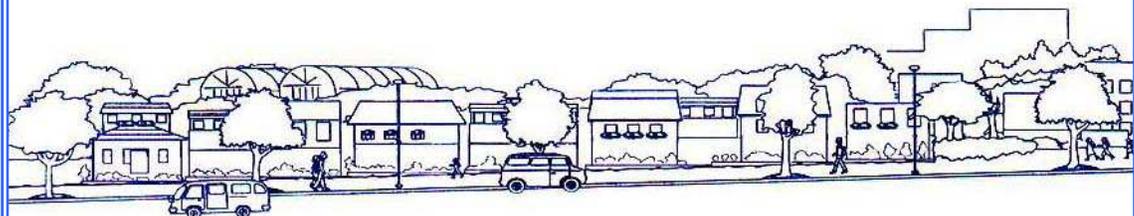


# 北小岩一丁目東部地区



143



2015/5/19

江戸川区土木部

区画整理課

連絡先：沿川整備係

5243 7160

## 素案説明会を開催します ～ 将来のまちづくりルールをご説明します～

日頃より区政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

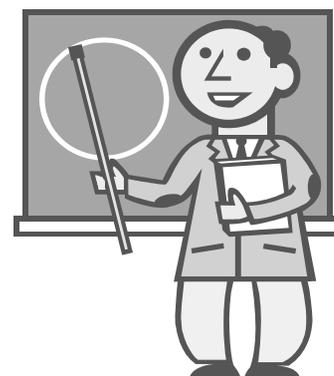
第23回まちづくり懇談会では、今までの江戸川沿いの風情あるまちなみを保全していくために、最低限必要な「将来のまちづくりルール（地区計画）」として、区から提案させていただきました。

今回の素案説明会では、これまで地区の皆様へ戸別訪問にて説明させていただいた素案とその時に伺ったご意見とを合わせてご報告させていただきます。その上で、改めて皆様からご意見をいただき、次回提示する原案として反映させていただきたいと考えています。

お忙しいところ大変恐れ入りますが、皆さまお誘いあわせの上、お越しくくださいますようお願いいたします。

### 素案説明会の開催概要

- |    |                                      |
|----|--------------------------------------|
| 日時 | 平成27年5月27日（水） <u>午後7時から</u>          |
| 会場 | 小岩アーバンプラザ集会室第1・2（2階）                 |
| 内容 | ・ 将来のまちづくりルール（地区計画）<br>・ 質疑応答、意見交換 等 |



### 個別説明を行っています

第23回まちづくり懇談会でご説明しました「将来のまちづくりルール（地区計画）」について、ご理解を深めていただくため、職員が個別に伺って説明をさせていただいています。（区職員からご連絡させていただき、お会いする日時の調整をしております。）

説明内容等についてご不明な点がございましたら、何なりと担当職員にお聞き下さい。



# 素案説明会でご説明する将来のまちづくりルールについて

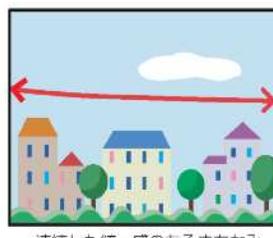
## 建築物の用途のルール

大型店舗や大型倉庫等、この地区に好ましくない建物用途を規制することにより、地区の目指す良好な住環境を守ります。



## 建物の高さのルール

建物の高さを一定程度制限することにより、周辺のまちなみと調和した住環境を守ります。

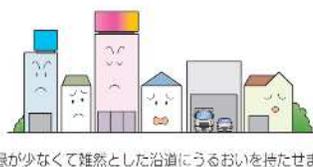


## 建物の色彩のルール

建築物の外壁、屋根等の色彩については、刺激的な原色を避け、周囲のまちなみと調和した住環境を守ります。

## 道路側の建物壁面の位置のルール

建物の壁面を道路から 50cm 離すことにより、圧迫感を減らし、ゆとりのあるまちなみができます。



## 道路沿いの塀や柵などのルール

ブロック塀などを制限し、緑化したフェンス等に誘導することで、防犯上の死角をつくらない、みどり豊かで潤いのあるまちなみができます。



## 地区内の状況を紹介します

平成27年5月18日現在の地区内の状況です。



<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

くかくせいりかえんせんせいびかかり  
区画整理課沿川整備係

篠崎地区まちづくり事務所(北小岩一丁目東部地区担当)

5243-7160

電話での問い合わせは平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kankyo/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

